



流環第30号  
令和8年5月12日

流山市環境審議会  
会長 新保國弘 様

流山市長 井崎 義治



流山市地球温暖化対策実行計画の改定について（諮問）

このことについて、流山市附属機関に関する条例（昭和46年条例第6号）第2条の規定により、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

#### 1. 諮問事項

令和5年2月に策定した第4期流山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）「ストップ温暖化！流山プラン」は、本市域の特性に即した地球温暖化対策に関する基本的な考え方のほか、脱炭素社会の構築に向けた目標とともに、市民・事業者・市が各々の役割に応じて取り組むべき対策を示し、市内の温室効果ガス排出量削減の取組みを総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

同計画の改定にあたり、貴審議会の意見を求めたく諮問します。